

名古屋港管理組合公報

平成23年1月21日

(金曜日)

号外第251号

目次

○名古屋港管理組合公印規則の一部を改正する規則	規 則	1
○名古屋港管理組合公印取扱規程の一部改正	訓 令	1
○管理者の職務代理	公 告	1

規 則

名古屋港管理組合公印規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十三年一月二十一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第一号

名古屋港管理組合公印規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合公印規則（昭和二十六年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。
別表管理者職務代理者印の項及び会計管理者職務代理者印の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓令第二号

組合内一般

名古屋港管理組合公印取扱規程（昭和二十六年訓令第二号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年一月二十一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

第七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 管理者その他の職員に事故がある場合又は欠けた場合であつて、他の職員がその職務を代理するときは、その職務を代理される者の公印を使用するものとする。

別表管理者職務代理者印の項及び会計管理者職務代理者印の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十三年一月二十一日から施行する。

公 告

名古屋港管理組合公告

管理者が欠員となるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定に基づき、平成23年1月22日から管理者が就任するまで、下記の者が管理者の職務を代理する。

平成23年1月21日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

記

名古屋港管理組合副管理者 山田 孝嗣

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合